

賃上げ 初の月平均 1 万円超えで過去最高 最低賃金アップも影響

厚生労働省が発表した 2024 年の賃金引き上げ実態調査によりますと、1 人当たりの基本給など月額所定内賃金の全産業平均引き上げ額は、前年より 2524 円高い 1 万 1961 円となりました。比較可能な 1999 年以降、初めて 1 万円を超えました。増加率は 4.1% となり、金額、率ともに 3 年連続で前年を上回り、いずれも過去最高となっています。最低賃金の引き上げ等が影響したとみられます。

賃上げを実施、または予定する企業は前年から 2.1 ポイント増の 91.2% となり、業種別では「鉱業・採石・砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「医療・福祉」が 100% で、「建設業」99.7%、「製造業」98.7% と続きました。最も低かったのは「運輸・郵便業」の 74.4% となりました。

ストレスチェック 「50 人未満」にも実施義務 報告までは求めず

厚生労働省は、従業員 50 人未満の小規模事業所に対し、働く人の「ストレスチェック」を義務づける方針を決めました。仕事上のストレスで精神疾患を発症する人は増えており、義務化の対象を全事業所に拡大して対策を強化します。ただし、50 人未満事業場については労働基準監督署への報告を義務付けない方向です。来年の通常国会で労働安全衛生法改正案の提出を目指す予定です。

ストレスチェックは労働者安全衛生法に基づき、2015 年から従業員 50 人以上の事業所に年 1 回の実施を義務づけており、結果は本人に通知され、「高ストレス」と判定されると、医師の面接指導を勧められます。21 年度の調査で、受検者の 74% が「有効だった」と回答するなど一定の成果を上げています。

2021 年新卒の離職率 34.9% 16 年ぶりの高水準 転職増加が影響

厚生労働省は、2021 年に大学を卒業して就職した人のうち、3 年以内に仕事を辞めた人の割合が前の年から 2.6 ポイント高い 34.9% だったと発表しました。05 年卒以来、16 年ぶりの高水準となりました。

厚労省の担当者は「コロナ禍による行動制限で 20 年は転職の求人数が少なく、21 年から反動で求人が増えたことが響いたのではないかとみえています。

業種別で 3 年以内離職率が最も高かったのは「宿泊業・飲食サービス業」で、5.2 ポイント増の 56.6% となりました。「生活関連サービス業・娯楽業」(5.7 ポイント増の 53.7%) も高くなっており、サービス業はコロナ禍の影響で業績の落ち込んだ事業者が多くなりました。人手不足が深刻になるなか、他業種と比べて給与水準が見劣りすることも要因の一つとみられています。

監督署に「偽装フリーランス」相談窓口設置へ 11 月から

事業主と雇用契約を結ばないフリーランスでありながら、働き方の実態から労働基準法上の「労働者」に当たる可能性がある人の相談に応じるため、厚生労働省は全国の労働基準監督署に窓口を設置します。フリーランスの人たちを保護する「フリーランス新法」が施行される 11 月 1 日から始めます。



- 雪と紅葉 -

◆ ご存知ですか？ ◆

【 出生後休業支援給付 】

出生後休業支援給付とは共働き夫婦が子の出生後間もない時期に2人とも育児休業を取得した場合に、通常の育児休業給付に上乗せして支給されるものです。2025年4月から開始されます。具体的には、子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子の出生直後の一定期間以内に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子の出生直後の一定期間以内に、育児休業を取得する場合には、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額が給付されます。これにより、育児休業給付の給付率67%とあわせて給付率は休業開始時賃金の80%となり、手取りで10割相当へと引き上がるようになります。

事務所より

十勝では例年より早く初雪を観測し、いよいよ冬将軍の到来が近づいてきました。朝晩はストーブを焚き、タイヤ交換の準備も進める時季ですね。紅葉もまだ終わりがきいていない晩秋ではありますが、このはっきりとした四季の分かりやすさも北海道の特徴ですね。

全国中小企業団体中央会が行った令和6年度の「中小企業労働事情実態調査」の結果によりますと、2024年春に中小企業の約60%が賃上げを行っていることが分かりました。これらの賃金改定の決定要素については、「労働力の確保・定着」がトップとなっており、その後に「企業の業績」「物価の動向」が続いており、中小企業においても人手不足への対応策として賃上げを実施する傾向が強いことが分かります。大企業における賃上げについては春闘の時期に度々報道されますが、中小企業の賃上げ状況はその現状が掴みきれないところもあります。ただ、こういった調査結果を見る限り、中小企業においても賃上げの流れは強まっており、最低賃金の大幅引き上げも後押しし、今後もその流れは継続していくものと見られています。この急速な賃上げ傾向に対応するためには業務の効率化を進めるとともに物価高に応じた価格転嫁への対応も求められることとなります。業績に比例した形での賃上げではないケースも多いかと思われますので、中小企業にとっては厳しい状況が続きますが、今後ますます厳しくなる人材確保という面からも注力が必要な重要な課題の一つかと思われます。

業 務 内 容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出手続

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

10月下旬から11月上旬にかけて、健康保険の被扶養者資格の再確認について協会けんぽの方から確認書類が送られていると思います。こちらについては事業所でご提出いただくものとなりますが、被扶養者情報の記入内容や記載方法等でご不明な点がありましたら、弊社までご相談ください。

